

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	芦屋町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.ashiya.lg.jp/

執行機関名 芦屋町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第22号)によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第3の項 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第22号)によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第22号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため</u> 、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童の福祉の増進を図ることを目的とする</u> 。	第1条 この条例は、 <u>母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため</u> 、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もつて <u>母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図ることを目的とする</u> 。
⑦独自利用事務の関連規範		芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第22号)第5条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第22号)第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)に係る <u>道府県民税に関する情報</u>	当該申請に係る母子家庭の母、母子家庭の母の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするもの、父子家庭の父、父子家庭の父の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするもの、父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定めるもの、父母が死亡した児童等を養育する者、父母のない児童のうち前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者に係る <u>地方税関係情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第22号)第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>	当該申請に係る母子家庭の母、母子家庭の母の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするもの、父子家庭の父、父子家庭の父の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするもの、父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定めるもの、父母が死亡した児童等を養育する者、父母のない児童のうち前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者に係る <u>住民票関係情報</u>